

平成 28 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（金融庁総務企画局政策課）

制 度 名	上場株式等の相続税評価の見直し										
税 目	相続税、贈与税										
要 望 の 内 容	投資家の資産選択を歪めることがないように、上場株式等の相続税評価の見直しを行うこと。										
	<table border="1"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>—</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td>（</td> <td>— 百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td>（</td> <td>— 百万円）</td> </tr> </table>	平年度の減収見込額	—	百万円	（制度自体の減収額）	（	— 百万円）	（改正増減収額）	（	— 百万円）	
平年度の減収見込額	—	百万円									
（制度自体の減収額）	（	— 百万円）									
（改正増減収額）	（	— 百万円）									
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的 他の資産との比較における相続税の負担感の差により、投資家の資産選択を歪めることがないように、上場株式等の相続税評価について、所要の措置を講ずること。</p> <p>(2) 施策の必要性 上場株式や公募投資信託等（上場株式等）は、不動産等と比較して価格変動リスクの高い金融商品であるが、相続税の評価においては、原則として相続時点の時価で評価され、相続時から納付期限までの期間（10 ヶ月間）の価格変動リスクは考慮されていない。 このため、上場株式等は、他の価格変動リスクの小さい資産と比べ、相続税評価上の扱いが不利（相続税評価額が割高）となっている。 当該相続税の負担感の差により、投資家の資産選択を歪めることがないように、上場株式等の相続税評価の見直しを要望するものである。</p>										

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅱ－３ 資産形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備
		政策の達成目標	国民の資産形成等のために、真に必要な金融サービスが提供されること。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とする。
		同上の期間中の達成目標	(「政策の達成目標」と同じ)
	政策目標の達成状況	—	
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	4,582万人(2014年度 個人株主数の延べ人数) (出典)東京証券取引所等「2014年度株式分布状況調査」
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	相続税の負担感の差を考慮して、上場株式等の相続税評価を見直すものであり、投資家の資産選択における歪みを是正する措置として有効である。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
要望の措置の妥当性		相続税の負担感の差を考慮して、上場株式等の相続税評価を見直すものであり、投資家の資産選択における歪みを是正する措置として妥当である。	

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	本年度からの要望である。	